

○法務省令第 号

供託法（明治三十二年法律第十五号）第八条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、供託規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

法務大臣 齋藤 健

供託規則の一部を改正する省令

供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(記載の文字)</p> <p>第六条 供託書、供託物払渡請求書その他の供託に関する書面に記載する文字は、字画を明確にしなければならない。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 第一項の書面につき文字の訂正、加入又は削除をするときは、二線を引いてその近接箇所^レに正書し、その字数を欄外に記載して押印し、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならない。ただし、供託官は、欄外記載及び押印に代えて、訂正、加入又は削除をした文字の前後に括弧を付し、これに押印することもできる。</p> <p>5 供託官以外の者が、供託書、供託通知書、代供託請求書、附属供託請求書、第二十二條第二項ただし書若しくは第三十五條第二項ただし書の規定により押印することを要しない書面又は第二十六條第四項(第二十一條の三第三項、第二十一條の六第二項、第三十五條第四項、第四十二條第三項、第四十八條第三項又は第四十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定により押印することを要しない書面につき文字の訂正、加入又は削除をするときは、前項本文の規定にかかわらず、これらの書面に押印するこ</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(記載の文字)</p> <p>第六条 供託書、供託物払渡請求書その他の供託に関する書面に記載する文字は、字画を明確にしなければならない。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 記載事項について訂正、加入又は削除をするときは、二線を引いてその近接箇所^レに正書し、その字数を欄外に記載して押印し、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならない。ただし、供託者又は請求者が供託書、供託通知書、代供託請求書又は附属供託請求書の記載事項について訂正、加入又は削除をするときは、これらの書面に押印することを要しない。</p> <p>5 供託官が訂正、加入又は削除をするときは、前項本文の規定による欄外記載及び押印に代えて、訂正、加入又は削除をした文字の前後に括弧を付し、これに押印することができる。</p>

とを要しない。

〔6 略〕

(継続記載)

第七条 供託所に提出すべき書類について書式及び用紙の大きさが定められている場合において、一枚の用紙に記載事項の全部を記載することができないときは、当該用紙と同じ大きさの用紙を用いて適宜の書式により継続して記載することができる。

2 前項の場合には、各用紙に継続の旨を明らかにしなければならない。

(書類への措置)

第八条 供託所に提出すべき書類（供託書、供託通知書、代供託請求書及び附属供託請求書並びに添付書類を除く。）が二枚以上にわたるときは、作成者は、各用紙に総枚数及び当該用紙が何枚目であるかを記載することその他の必要な措置を講じなければならない。

〔項を削る。〕

(供託書)

第十三条 〔略〕

〔6 同上〕

(継続記載)

第七条 供託所に提出すべき書類について書式及び用紙の大きさが定められている場合において、一葉の用紙に記載事項の全部を記載することができないときは、当該用紙と同じ大きさの用紙を用いて適宜の書式により継続して記載することができる。

2 前項の場合には、各葉の用紙に継続の旨を明らかにしなければならない。

(書類の契印)

第八条 供託所に提出すべき書類（供託書、供託通知書、代供託請求書及び附属供託請求書を除く。）が二葉以上にわたるときは、作成者は、毎葉のつづり目に契印しなければならない。

2 前項の場合において、当該書類の作成者が多数であるときは、その一人が契印すれば足りる。

(供託書)

第十三条 〔同上〕

〔2〕4 略〕

5 供託書が二枚以上にわたるときは、作成者は、当該供託書の所定の欄に総枚数及び当該供託書が何枚目であることを記載しなければならぬ。

(電磁的記録媒体の添付)

第十三条の三 供託をしようとする者は、第十三条第二項各号(第二号、第五号、第九号、第十一号及び第十二号を除き、同条第四項において準用する場合を含む。)に掲げる事項の供託書への記載に代えて、法務大臣の指定する方式に従い当該事項を記録した電磁的記録媒体を当該供託書に添付することができる。この場合には、二枚以上にわたる供託書を提出することができない。

〔2〕3 略〕

(供託物払渡請求書)

第二十二条 〔略〕

2 前項の請求書には次の事項を記載し、請求者又はその代表者若しくは管理人若しくは代理人が記名押印しなければならない。ただし、委任による代理人が同項の請求書(第二十六号書式による供託物払渡請求書を除く。)に記名したときは、当該請求書に押印することを要しない。

〔一〕十二 略〕

〔2〕4 同上〕

5 供託書が二葉以上にわたるときは、作成者は、当該供託書の所定の欄に枚数及び丁数を記載しなければならない。

(電磁的記録媒体の添付)

第十三条の三 供託をしようとする者は、第十三条第二項各号(第二号、第五号、第九号、第十一号及び第十二号を除き、同条第四項において準用する場合を含む。)に掲げる事項の供託書への記載に代えて、法務大臣の指定する方式に従い当該事項を記録した電磁的記録媒体を当該供託書に添付することができる。この場合には、二葉以上にわたる供託書を提出することができない。

〔2〕3 同上〕

(供託物払渡請求書)

第二十二条 〔同上〕

2 前項の請求書には次の事項を記載し、請求者又はその代表者若しくは管理人若しくは代理人が記名押印しなければならない。

〔一〕十二 同上〕

(印鑑証明書の添付等)

第二十六条 「略」

〔2・3 略〕

4 第二十二條第二項本文の規定にかかわらず、請求者又は第二項に掲げる者は、前項第二号、第四号又は第五号に掲げる場合には、供託物払渡請求書(第二十六号書式による供託物払渡請求書を除く。)に押印することを要しない。

(代理権限を証する書面の添付等)

第二十七条 「略」

2 第十四条第一項後段の規定は、前項の場合に準用する。

〔3 略〕

第三十五条 「略」

2 前項の請求書には次の事項を記載し、請求者又はその代表者若しくは管理人若しくは代理人が記名押印しなければならない。ただし、委任による代理人が同項の請求書に記名したときは、当該請求書に押印することを要しない。

〔一・二 略〕

〔3・4 略〕

(印鑑証明書の添付)

第二十六条 「同上」

〔2・3 同上〕

〔項を加える。〕

(代理権限を証する書面の添付等)

第二十七条 「同上」

2 第十四条第一項後段の規定は、前項ただし書の場合に準用する。

〔3 同上〕

第三十五条 「同上」

2 前項の請求書には次の事項を記載し、請求者又はその代表者若しくは管理人若しくは代理人が記名押印しなければならない。

〔一・二 同上〕

〔3・4 同上〕

(利札の払渡し)

第三十六条 [略]

[2 略]

3 第二十三条、第二十四条第二項、第二十六条第一項から第三項まで、第二十七条、第二十九条及び第三十五条第三項の規定は、利札の払渡しについて準用する。

(電子情報処理組織による供託等の方法)

第三十九条 [略]

[2 5 略]

6 委任による代理人(当該代理人が登記された法人の場合に限る。)によつて前条第一項第二号の規定による払渡しの請求をする場合において、当該法人の代表者に係る第三項第一号に掲げる電子証明書が申請書情報と併せて送信されたときは、第二十七条第一項(第三十五条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該代表者の資格を証する登記事項証明書を添付することを要しない。

7 略

8 略

(供託をする場合の資格証明書等の提示に関する特則)

第三十九条の二 [略]

(利札の払渡し)

第三十六条 [同上]

[2 同上]

3 第二十三条、第二十四条第二項、第二十六条、第二十七条、第二十九条及び第三十五条第三項の規定は、利札の払渡しについて準用する。

(電子情報処理組織による供託等の方法)

第三十九条 [同上]

[2 5 略]

[項を加える。]

6 同上

7 同上

(供託をする場合の資格証明書等の提示に関する特則)

第三十九条の二 [同上]

<p>2 委任による代理人(当該代理人が登記された法人の場合に限る。)</p> <p>によつて第三十八条第一項第一号の規定による供託をする場合に</p> <p>おいて、その申請書情報に当該法人の代表者が電子署名を行い、</p> <p>かつ、当該代表者に係る前条第三項第一号に掲げる電子証明書を</p> <p>当該申請書情報と併せて送信したときは、第十四条第四項の規定</p> <p>にかかわらず、当該代表者の資格を証する登記事項証明書を提示</p> <p>することを要しない。</p>	<p>「項を加える。」</p>
<p>3 「略」</p>	<p>2 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和 年 月 日から施行する。

(書式用の紙の使用に関する経過措置)

2 この省令による改正前の書式用の紙は、この省令の施行後も、なお当分の間使用することができる。